

各 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を
改正する告示の公布について（通知）

この度，別添のとおり「大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和 4 年文部科学省告示第 129 号）が，令和 4 年 9 月 30 日に公布され，令和 4 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の概要は下記のとおりですので，十分に御了知の上，認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

記

第一 平均入学定員超過率に係る要件の改正について

「大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成 14 年文部科学省告示第 45 号。以下「認可基準告示」という。）において定められる，大学，短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に関する「平均入学定員超過率」に係る要件について，以下のとおりとしたこと。

（1）審査基準を入学定員から収容定員に変更することについて（第 1 条第 1 項第 3 号関係）

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4 年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会。以下「審議まとめ」という。）において，大学における社会変化に応じた組織改編等を促す観点から，「現

行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める」ことが提言されたことを踏まえ、平均入学定員超過率による審査基準を改め、収容定員充足率による審査基準とし、収容定員充足率の基本的な定義は「認可の申請をする年度の5月1日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合」としたこと。

- (2) 収容定員充足率の算定対象となる学部等から学部等連係課程実施基本組織等を除くことについて（第1条第1項第3号関係）

大学設置基準等において、専任教員数・校舎の面積及び附属施設の基準は連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとしていることを踏まえ、収容定員充足率の算定対象から学部等連係課程実施基本組織を除くこととしたこと。

また、学部等連係課程実施基本組織に在籍している学生は連係協力学部等の収容定員の内数として扱われるため、連係協力学部等が認可告示に定める審査基準に抵触した場合、当該大学は認可の要件を満たさないこととなることは現行の取扱いと変わらないこと。なお、収容定員充足率の算定において、学部等連係課程実施基本組織に在籍している学生数は連係協力学部等に振り戻して計算することとし、その振り戻し数は、原則として当該認可の申請をする年度の5月1日現在の学部等連係課程実施基本組織に在籍している学生数を、学部等連係課程実施基本組織の定員に対する各連係協力学部等の内数の割合で算出したものとする。

また、短期大学設置基準第3条の2に定める学科連係課程実施学科は、学校教育法第108条第7項に定める短期大学の学科の一類型であるが、学部等連係課程実施基本組織と同趣旨の制度であるため、同様に算定対象から外すこととしたこと。なお、収容定員充足率の算定についても、認可の申請をする年度の5月1日現在に学科連係課程実施学科に在籍している学生数を、同様に連係協力学科に振り戻して計算すること。

- (3) 収容定員未充足の状態が一定水準以内であることを認可基準に加えることについて（第1条第1項第4号関係）

18歳人口の急減期を見据え、教育環境の確保や経営困難な大学が生じる事態から学生を保護する観点等から、各大学における適切な定員管理を促すため、申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が0.5倍を上回ることとしたこと。

- (4) 収容定員充足率の算定に当たって、修業年限超過学生（修業年限を超えて在籍している学生をいう。以下同じ。）を除くことについて（第1条第2項関係）

認可の基準の定員に関する考え方を入学定員から収容定員に改めたことに伴い、現状の平均入学定員超過率では算定されていない修業年限超過学生が含まれることとなる。そのことに伴う大学への影響を一定程度配慮することに加え、審議まとめにおいて、「成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる」ことが提言されたことを踏まえ、成績管理の厳格化・明確化に取り組む大学等の学部等に限って、修業年限超過学生の数を控除して収容定員充足率を算定することとしたこと。

なお、「GPA『等』」は必ずしもGPAには限定されないが、GPAと同様、学生等の履

修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標等であり、算出方法の設定や公表等、公平性・公正性に配慮した適切な必要があることとするほか、「成績不振の学生への個別指導」には、以下の要件を満たすものとする。

- ① 当該学部等において、成績不振の基準を具体的に定めていること。
- ② 成績不振学生に対し、大学等として主体的に指導（補習・個別指導面談等）をしていること。

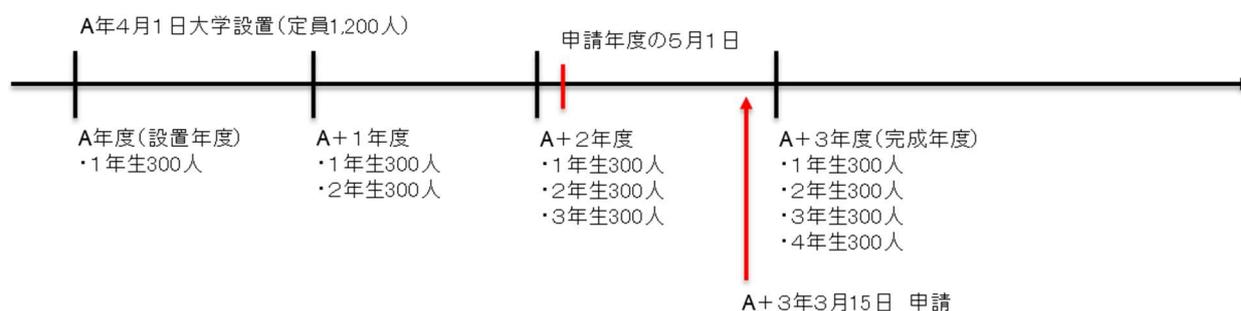
(例)

- ・相談窓口を設置し、大学として主体的に当該学生と相談を実施。
- ・成績不振の学生（及びその保護者）に通知を送付するとともに、大学として主体的に個別の面談を実施し、当該学生をフォロー。

(5) 学部等新設後完成年度までの収容定員の算定について（第1条第3項関係）

認可の基準の定員に関する考え方を入学定員から収容定員に改めたことに伴い、大学等を新設した場合や学部を新設した場合、新設年度に大学1年生が入学した後に当該学生が4年生となる、いわゆる完成年度までの間は、収容定員の算定について特例を定めたこと。

(例) A年4月1日に定員1,200人の大学を設置した場合であって、A+3年3月15日に学部新設申請をした場合



○学部等の設置後経過した年数：3年

○修業年限に相当する年数：4年

○収容定員：1,200人

○算式： $3 / 4 \times 1,200 = 900$ 人

よって、A+3年3月15日の申請を審査する際の収容定員充足率の算定に当たっては、収容定員1,200人を分母とするのではなく、上記算式による900人を分母とすることとなる。

(6) 収容定員変更後の学部等における完成年度までの収容定員の算定について（第1条第4項関係）

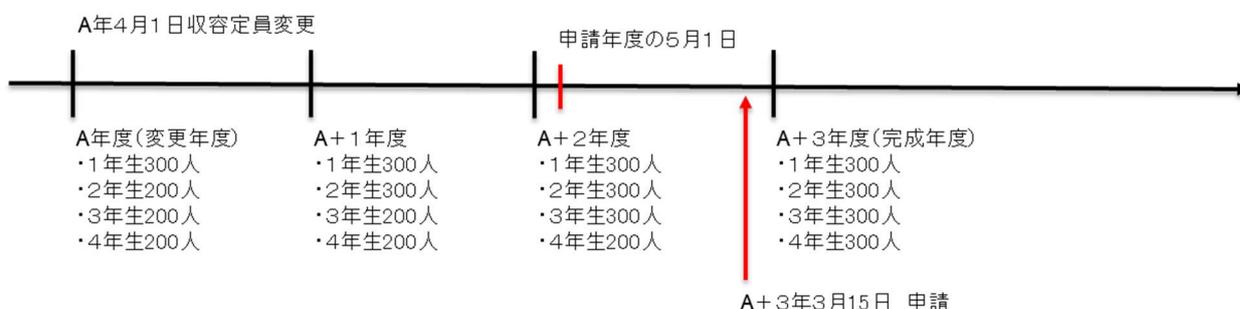
認可の基準の定員に関する考え方を入学定員から収容定員に改めたことに伴い、大学等が既設学部等の収容定員を増加させた場合、収容定員を増加させた年度に1年生が入学した後に当該学生が4年生となるいわゆる完成年度までの間は、収容定員の算定について特例を定めたこと。

また、収容定員を減少させる変更の場合も同様であること。

なお、収容定員の変更を修業年限に相当する年数が経過するまでの間に複数回変更

を行う場合は、それぞれの変更ごとに算定すること。

(例) A年4月1日に定員800人の学部を1,200人に変更した場合であって、A+3年3月15日に学部新設申請をした場合



○認可の申請をする年度の5月1日現在の収容定員の数：1,200人

○修業年限に相当する年数：4年

○収容定員を変更した日から経過した年数：3年

○収容定員を変更する前の収容定員の数：800人

○算式： $(1,200/4) \times 3 + (800/4) \times (4 - 3) = 1,100$ 人

よって、A+3年3月15日の申請を審査する際の収容定員充足率の算定に当たっては、収容定員1,200人を分母とするのではなく、上記算式による1,100人を分母とすることとなる。

(7) 外国に設ける学部等について開設後修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を除外することについて（第1条第5項及び第6項関係）

外国に設ける学部等は、開設当初から受験者数や歩留率等を予測して定員に対して過不足なく学生を確保することは日本国内と比して非常に困難であることから、従来から平均入学定員超過率については、開設後修業年限に相当する年数を経過していない場合は認可の基準に含めない特例を設けていた。そのことを踏まえ、収容定員充足率についても同様に、開設後修業年限に相当する年数を経過していない場合は認可の基準に含めないことにした。

第二 施行期日及び経過措置について

この告示は、令和4年10月1日から施行すること。

なお、第一(1)、(2)及び(7)のうち定員超過に係る部分の改正については、この告示の施行の際に現にされている大学の設置等の認可の申請に係る審査については、従前の例によることとし、令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査においては改正前の認可基準告示においても平均入学定員超過率に基づく審査が既になされていることから、経過措置は適用しないこと。

また、第一(3)の改正については、改正前の認可基準告示においては定員未充足に関する直接的な審査はなされていないことから、経過措置として令和5年度又は令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しないこと。

【本件担当】

高等教育局高等教育企画課大学設置室

電話：03-5253-4111(内線 2486)

○文部科学省告示第百二十九号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一条 「略」

一・二 「略」

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の第二項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小數点以下二位未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未滿のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未滿であること。

四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、〇・五倍を上回ること。

五・六 「略」

二 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学

改正前

第一条 「同上」

一・二 「同上」

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）の平均入学定員超過率（当該認可の申請をする年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。）であつて、入学定員が百人以上三百人未滿のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未滿であること。

「号を加える」

四・五 「同上」

「項を加える。」

部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当する場合には、当該学部等に在籍する学生の数から修業年限超過学生（修業年限を超えて在籍している学生をいう。以下この項において同じ。）であつて修業年限を超えて在籍する期間が二年以内のもの数（海外の大学、短期大学又は高等学校に留学した修業年限超過学生にあつては、修業年限を超える在籍期間が三年以内のもの数）を控除するものとする。

一 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。）を作成し、公表していること。

二 GPA等（学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものをいう。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行っていること。

三 成績不振の学生への個別指導を大学等として主体的に実施していること。

3|| 大学等に関する法第四条第一項の認可に係る大学等に置く学部等であつて設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「学部等（次項に規定する学部等をいう。）の設置後経過した年数（一年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）を修業年限に相当する年数で除して得た数を収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に乗じて得た数」とする。

4|| 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて、当該認可の申請をする年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二

「項を加える。」

「項を加える。」

年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間。以下この項において同じ。）に収容定員を変更したものに對する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数は、次の算式により算定した数とする。過去四年間に収容定員を二回以上変更した場合には、前段の規定の例により算定するものとする。

$$\text{収容定員} \parallel (A/B) \times C + (D/B) \times (B-C)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員の数

B 修業年限に相当する年数

C 収容定員を変更した日から経過した年数（一年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。）

D 収容定員を変更する前の収容定員の数

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に對する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に當該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には當該一部の学科）又は當該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち設置後修業年限に相當する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第五項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相當する年数が経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

6 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に對する第一項第四号の規定の適用については、収容定員充足率に外國に設ける学部等であつて設置後當該学部等における修業年限に相當

2 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に對する前項第三号の規定の適用については、平均入学定員超過率に當該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には當該一部の学科）又は當該短期大学が外国に設ける学科（以下この項において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相當する年数が経過していないものに係る平均入学定員超過率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、次項に規定する外国に設ける学部等であつて、開設後修業年限に相當する年数が経過したものにあつては一・三〇倍」とする。「項を加える。」

する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとする。

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 前項における医学部の設置又は収容定員増に係る審査については、第一条第一項第一号から第四号まで及び第二条に掲げる基準のほか、当該医学部に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第四号及び第五号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 前項における医学部の設置又は収容定員増に係る審査については、第一条第一項第一号から第三号まで及び第二条に掲げる基準のほか、当該医学部に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

3 改正後の第一条第一項第四号の規定は、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。